

一般社団法人 Fumi Horiguchi ウィメンズヘルス研究所

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 Fumi Horiguchi ウィメンズヘルス研究所と称し、英文では The Fumi Horiguchi Institute for Research and Education in Women's Health と表示する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 当法人はウィメンズヘルスの進歩発展を図り、女性の健康と健康への影響に関する新しい見解を研究開発し、専門教育及び啓発活動をするを目的とする。

2 当法人は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 学術集会、研修会の開催
- (2) 会誌などの発行、書籍の出版
- (3) 研究活動の推進
- (4) 広報活動の推進
- (5) 労働者派遣事業
- (6) 有料職業紹介事業
- (7) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

第2章 社員

(法人の構成員)

第5条 当法人は、当法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定により当法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格取得)

第6条 当法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申し込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるために、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 社員が当法人を退会した場合、既納の会費は、これを返還しない。

(社員名簿)

第8条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。社員名簿をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法」という。)に規定する社員名簿とする。

2 当法人の社員に対する通知または勧告は、社員名簿に記載した住所または社員が当法人に別に通知した場所にあてて行うものとする。

(任意退会)

第9条 社員は、1か月前に当法人所定の退会届を提出することにより、当法人を退会することができる。ただし、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。

(除名)

第10条 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、法第30条及び第49条第2項の定めるところによるものとする。

(社員資格の喪失)

第11条 社員は、前2条の場合のほか、社員は次に掲げる事由によってその資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 当該社員が死亡し、又は解散したとき
- (3) 総社員が同意したとき

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他、社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(招集)

第14条 当法人の定時総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時総会は必要に応じて招集する。

- 2 総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき代表理事がこれを招集する。代表理事に事故もしくは支障があるときは、副代表理事がこれを招集する。
- 3 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 4 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続きの省略)

第15条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故もしくは支障があるときは、副代表理事がこれにあたる。

(議決権)

第17条 社員は、社員総会において、各1個の議決権を有する。

(決議の方法)

第18条 社員総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更

- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(社員総会の決議の省略)

第19条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面または電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(決議権の代理行使)

第20条 社員は、当法人の社員を代理人として決議権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の数)

第22条 当法人に、次の役員を置く。
一 理事 3名以上10名以内
二 監事 2名以内
2 理事のうち1名を代表理事とする。
3 代表理事以外の理事のうち2名を副代表理事とする。

(理事の資格)

第23条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

(理事及び監事の選任の方法)

第24条 当法人の理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。
2 代表理事及び副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、会務を総理する。
3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるときは、その職務を代行するとともに、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 5 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第5章 理事会

(理事会)

第28条 当法人に理事会を置く。

(権限)

第29条 理事会は次の職務を行う。

- 一 当法人の職務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 代表理事及び副代表理事の選定及び解職
- 四 名誉社員の選定

(招集)

第30条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故あるときは、副代表理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の定時総会への提出等)

第34条 代表理事は、毎事業年度、法第124条第1項の監査を受け、かつ、同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書を定期総会に提出しなければならない。

- 2 前項の場合、計算書類については総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第35条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書(監事の監査報告書を含む。)を、5年間、主たる事務所に備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(残余財産の帰属)

第36条 当法人が解散した場合において、残余財産があるときは、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体または次に掲げる法人に贈与するものとする。

- (1) 公益社団法人または公益財団法人
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人

(剰余金の不配当)

第37条 当法人は、剰余金の配当は行わないものとする。

第7章 解散及び清算

(解散の事由)

第38条 当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

- (1) 社員総会の決議

- (2) 会員が存在しなくなったこと
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合）
- (4) 破産手続き開始の決定
- (5) 裁判所の解散命令

第8章 附則

（設立時社員の氏名及び住所）

第39条 当法人の設立時社員の氏名は、次のとおりである。

堀口 文
高橋 眞理
横田 仁子
大蔵 山美

（設立時役員）

第40条 当法人の設立時理事及び設立時監事は次のとおりである。

設立時理事 堀口 文、高橋 眞理、横田 仁子、大蔵 由美
設立時監事 竹中 美、角 ゆかり

2 当法人の設立時代表理事及び副代表理事は設立時理事の互選によって選定する。

（最初の事業年度）

第41条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

（定款に定めない事項）

第42条 この定款に定めのない事項については、法及びその他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人 Fumi Horiguchi ウィメンズヘルス研究所 を設立するため、設立時社員の定款作成代理人である、行政書士 藤田 義晴は、電磁的記録により本定款を作成し電子署名する。

平成26年5月1日

社員 堀口 文
社員 高橋 眞理
社員 横田 仁子
社員 大蔵 山美